

受入医療機関清掃業務支援事業交付要領
(新型コロナウイルス感染症緊急対策事業)

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の陽性患者を受け入れる医療機関（以下、「受入医療機関」という。）の医療従事者等の負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症の陽性患者が入院する病棟等の清掃を受託する者（以下、「清掃事業者」という。）が当該従業員に対して支給する特殊勤務手当に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23条。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において「特殊勤務手当」とは、清掃事業者が、当該病棟等の清掃の業務に従事する従業員に対して支給する新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当をいう。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、次により算出する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準額と補助対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、第1号様式によるものとし、四半期分ごとに知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更の承認)

第5条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、前条に定める申請手続きに従い、あらかじめ第2号様式を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、第3号様式によるものとし、四半期分ごとに補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に

係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(書類の整備)

第7条 補助対象者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の費の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出先等)

第8条 この要領の規定に基づき知事に提出する書類は、清掃事業者が清掃の業務に就く受入医療機関を経由して提出するものとする。

2 受入医療機関は、前項の書類の提出があったときは、当該書類の内容を審査確認し、知事へ送付するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表 (第3関係)

補助対象事業	補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
特殊勤務手当 助成事業	京都府内の受 入医療機関に おける清掃事 業者	1日あたりの 勤務時間 4時間以内 2,000円/人 4時間超 3,000円/人	京都府内の受入医療機関における清掃事業者が、当該病棟等の清掃の業務に従事する従業員に対して支給する新型コロナウイルス感染症特殊勤務手当。(ただし、令和3年2月1日以後の日に係るものであって、陽性患者の入院受入開始の日以後の日のものに限る。)	10/10 以内